

令和 7 年 第 3 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和7年3月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2 階 大会議室

○ 出席した委員 (17 名)

1 番 森 武雄	8 番 滝沢 久美子	15 番 堺澤 務
2 番 中嶋 隆	9 番 小松原 博	16 番 伊藤 宏美
3 番 木下 亜紀	10 番 塩木 操	17 番 河上 邦和
4 番 小松原 ひとみ	11 番 上田 佳子	18 番 吉瀬 久司
5 番 倉田 益式	12 番 春日 知也	19 番 氣賀澤 道雄
6 番 小松 伸治	13 番 北澤 満 (遅刻)	
7 番 田村 晴男	14 番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6 名)

20 番 小平 裕一	22 番 小池 政幸	24 番 菅沼 佳彦
21 番 小原 正隆	23 番 山崎 幸夫	25 番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (2 名)

2 番 中嶋 隆	7 番 田村 晴男
----------	-----------

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 18 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

議案第 19 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

議案第 20 号 農用地利用集積計画の策定について (売買)

報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 3 番 (木下)

議事録署名人 4 番 (小松原ひとみ)

開 会 局 長	令和7年3月25日 午後3時00分 (入谷 吉博君) それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」) 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第3回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。 それでは、まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。
会 長	(氣賀澤 道雄君) 改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」) 今年に入りまして、2月ですが、駒ヶ根市にサムライナッツという劇団がありまして、それを見に行きました。若い人のエネルギーにはまともに対峙できないということを感じまして、自分は非常に年を取ったのだなという感じがいたしました。 それで、皆さん「ばとな」は御存じだと思いますけれども、3月にはばとな若者会議という中高大生が集まって駒ヶ根市をどんな町にしたいかを話す会議がありまして、そこにもちょっと顔を出しました。そこでどんな話が出るかなと、農業のことが出るかなと思って期待して行ったんですが、何も農業の話は出ずに、映画館ができたらいいか、そんなこと——それは極端な例ですけど、建設的な意見もありましたけど——そんな意見が出まして、農業のことは出なかったなと思って帰ってきました。 若い人のエネルギーっていうのはどこに行っても激しいもんだと思いますが、それが農業に向けば、また風も変わってくるのかなという気がしております。それで、そんな若い人が参加するような何かができたらいいかなというようにすることも感じて帰ってきました。また何かこんなことをしたらどうかっていう提案がございましたら、言っていただければ検討したいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 そんな中、今日は黄砂が舞う中ではありますが、またいつもと同じように転用等の審議をしますので、よろしくお願いいたします。 簡単ですが、挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。
局 長	(入谷 吉博君) ありがとうございました。 それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。順番で、今回は21番 小原正隆委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
21番	(小原 正隆君) 一言ということで何を話そうかと思って考えていたんですが、この間、新幹

線の連結部分が外れて2日くらい新幹線が止まったことがあり、たまたまそのニュースを見ていたら、皆さん、事故じゃなくてよかったとか、そういう反応じゃなくて、故意でそうなったわけではないのに、誰もが遅れたら困るとか、これから不便でしようがないとか言っていて、世の中が便利過ぎて、ちょっと最近の日本人は平和ぼけしているんじゃないかというふうに思いました。

それで、携帯電話とかもそうですけれども、本当に当たり前のことが当たり前に使えなくなったりしたら、これからの世の中はどうなってしまうのかなということを思いました。なので、そういうものに依存しないように、なくても何とか乗り切れるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和7年3月3日付、告示第3号をもって招集しました令和7年第3回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数16名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

2番 中嶋隆委員、7番 田村晴男委員より欠席の旨の届出がありました。

なお、北澤満委員につきましては、現在こちらに向かっておりますので、間もなく到着いたします。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において3番 木下亜紀委員、4番 小松原ひとみ委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更一1で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の南3筆、計137㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、家庭菜園及び農機具置場。

内容でございますが、当初計画では家庭菜園を行う目的によって当地を取得していたが、思うように時間が取れず、これまで事業が完遂されずにいた、今回、新たに申請地を含む隣地へ住宅を建築することとなったため、事業計画者及び目的を変更したいというものでございます。

同日、5条の転用申請がありましたので、こちらにつきましても後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

6 番 (小松 伸治君)

後ほど5条申請がありますけれども、その前段で、ただいま説明があったように計画変更ということで、お父さんが申請したのは3年前だと思えますけれども、その後、農機具置場の設置ができないまま日が過ぎてきたと、その中で、今回、息子さんが新規で住宅を建てるということになったために事業計画を変更したいという内容です。

妥当だと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第14号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

主 任

議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(竹村 直人君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 6 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。

3-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、[REDACTED] の南西 1 筆 378 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲渡人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 5 ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

町 4 区、[REDACTED] の南 1 筆 105 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は空き家の取得に伴い隣接する当地を新たに耕作するため取得したい、譲渡人は現在市外に居住しており農地の管理、耕作ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 6 ページ左側を御覧ください。

3-3 で表示した場所になります。

町 2 区、[REDACTED] の北西 3 筆、計 1,130 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでござ

います。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて4件目でございます。

場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

3-4で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東1筆383㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は空き家の取得に伴い隣接する当地を新たに耕作するため取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、こちらも法第3条第2項に適合してございます。

続いて5件目でございます。

場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

3-5で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北西1筆264㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は当市への移住に当たり住宅と隣接した当地を耕作するため取得したい、譲渡人は現在市外に居住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて6件目でございます。

場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

3-6で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北3筆、計751㎡になります。

4ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は当市への移住と古民家の取得に当たり隣接する当地を耕作するため取得したい、譲渡人は、これまで管理を行っていたが、現在は市外へ居住していることから農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上6件につきましては御審議のほどよろしくお願いいたします。

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

会 長

- それでは地元委員の補足説明をお願いします。
- 5 番 (倉田 益式君)
- 1 番になりますけれども、場所は[REDACTED]と地続きの東側となります。
- それで、備考のところには譲渡人は高齢であり譲受人の要請に応じるとありますけれども、両方とも高齢なんです。それで、この土地は、馬入れというような入り口がない土地なんです。また、譲受人は当地と地続きの土地を持っておりますので、譲受人が引き受けるということになります。
- 畑とはいっても、実際には自己管理で草が生えないように草刈りをする程度になるかと思います。
- 西には[REDACTED]があり、それから北側は水路、南側には家が建っていて、東側は道ということで、なかなか耕作には適していないところですが、自己管理するということで、申請については特に問題がないというふうに思います。
- 以上です。
- 6 番 (小松 伸治君)
- 2 番ですが、[REDACTED]の南側のところでございます。
- 中古住宅を取得する[REDACTED]が隣接する農地を取得して家庭菜園として耕作したいということです。[REDACTED]ということですので、十分管理してけると判断されます。
- 譲渡人は[REDACTED]へ引っ越しましたので、今回の申請は妥当ということで判断させていただきました。
- 小松原委員と現地へ行って調査してきました。
- 以上です。
- 2 2 番 (小池 政幸君)
- 3 番は、位置図を見てもらったとおりなんですが、中沢のほうへ下っていく道がありますけど、その南のほう、[REDACTED]の南側というところになります。
- 小松委員と現地確認を行いました。
- 該当地の両側の田んぼは譲受人の田んぼになっております。
- この土地につきましては、畑に入っていく通路が大型機械も入れない狭い通路になっておりまして、今までこれを管理していたんですけど、どうしても管理しにくいということで、隣の[REDACTED]に譲渡するという内容です。
- 今までと同じように耕作をするということですので、特に問題ないというふうに思います。
- 以上です。

24番

(菅沼 佳彦君)

4番です。

場所は、[]と[]の間くらいのところです。

それで、譲受人が購入した空き家——[]とある家ですけども——に隣接した畑になります。

譲受人は10年ほど前からこちらへ来て借家と借地で農業をされてきていましたが、今回、住宅を購入して移住されるということです。

この農地は宅地に隣接していて、広さも場所も家庭菜園には最適かと思います。きちんと耕作されるということで、問題ないと思います。

1番

(森 武雄君)

5番ですけども、位置図を御覧いただきますと、[]っていう地籍になりまして、[]とか、[]っていう[]があるんですが、そのすぐ近くというところでありまして。

譲渡人は現在[]に在住しておりまして、高齢であるために住宅、宅地及び隣接します農地の売却を希望しております。

3月9日の夕方、菅沼委員と私と仲介者の土地家屋調査士の3人で現地確認をいたしました。

譲受人は現在[]に在住しておりまして、こちらに引っ越して来るということです。

当日は本人が来ていませんでしたので、翌日、電話で取得農地の耕作要件と農地取得の意思を確認いたしました。御本人は[]ということで、奥さん共々、かなり意欲的であるということが感じられました。農業経験は全くありませんけれども、夫婦で耕作しまして、取得要件であります営農計画、年間従事日数、周辺地区と調和することなど、未定の部分はありますけれども、本人の心構えと、取得後、農地を耕作していくという意思を感じました。

今回の売買については問題ないと判断いたしました。

以上です。

16番

(伊藤 宏美君)

6番の土地についてですが、副担当の吉瀬委員と現地を確認しました。

この農地は、これまで譲渡人による管理が行き届いており、譲受人は譲渡人からトラクター等の農機をそのまま譲受け、操縦も譲渡人から習ったとのことでした。

また、草刈り用の刈り払い機も本人が購入済みで、豆トラも中古で購入予定であり、農地にはソバや野菜を栽培したいと話されています。

[]の北側の水路もきちんと管理されてきており、問題ないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ありがとうございました。
 これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは、議案第 15 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
 議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
 それでは議案書 8 ページをお開きください。
 農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
 計 3 件でございます。
 まず 1 件目でございます。
 場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。
 4-1 で表示した場所になります。
 町 1 区、[REDACTED] の北 1 筆 187 m²になります。
 8 ページにお戻りください。
 申請目的でございますが、駐車場用地。
 理由でございますが、申請人は、これまで駐車場として使用してきた土地について農地法による許可が取られていないことが分かったため、追認の手続きを取りたい。
 農振法等でございますが、農用地区域内となっております。
 農地区分につきましては 3 種で見えております。
 続いて 2 件目でございます。
 場所につきましては 9 ページ右側を御覧ください。
 4-2 で表示した場所になります。
 市場割区、[REDACTED] の北 1 筆 70 m²になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は、これまで住宅用地の一部及び物置用地として使用してきた土地について農地法による許可が取られていないことが分かったため、追認の手続きを取りたいというものでございます。

農振法等でございますが、令和 7 年 2 月 14 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種農地、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 10 ページ左側を御覧ください。

4-3 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の西 2 筆、計 331 m²になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、山林。

理由でございますが、申請人は、申請地に植林を行うことにより、自身が所有する隣地の山林と併せて一体的に土地の管理を行いたいというものでございます。

農振法等でございますが、令和 7 年 2 月 14 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種農地、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

以上 3 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

2 2 番 (小池 政幸君)

1 番ですが、ここについては、[REDACTED] があって、とにかく街の中の民家に囲まれた畑——地目は田んぼになっているんですが、畑のような感じでした。

それで、小松委員と 3 月 9 日に現地確認を行いました。

位置図の黒く塗ってあるよりもうちょっと広いよう感じがするんですけど、南側もこの範囲になると思うんですが、一部が駐車場になっておりました。

それで、申請人は県外に住んでいるということで、転用の手続きについては認識がなかったということでもあります。

てんまつ書が出ておりますので、しょうがないかなということでもあります。ここは街の中にある農地ですので、見た感じでは耕作は困難かなというふうに

確認しました。

ということで、やむなしという判断であります。

次の2件目も私ですので、説明します。

2番については3月2日に小松委員と確認しました。

ここは[REDACTED]っていう方の家のすぐ北側になるんですけど、ちょっとした農地がありまして、家庭菜園として耕作しておりました。

それで、先ほどの事務局の説明理由とちょっと違うイメージだったんですが、今のところ家屋の拡張の計画はないんですが、今後拡張するために宅地におきたいというような内容です。当面、宅地の計画はないということで、家庭菜園として今後も使っていくということです。

現在の農地には影響がないということを確認しましたので、問題なしと判断しました。

以上です。

25番 (白川 眞武君)

3番です。

3月9日に吉瀬委員と現地を確認してまいりました。

該当地の地番表記は2筆でありますけれども、田んぼは道を挟んで6枚ということになります。

それで、所有者は高齢であり、後継者もないために該当地の管理ができないと、また中山間の協定も既に更新されておられません。ほかの水田も山林への変更を今後行います。

以上のことから山林への移行は問題ないと判断いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第16号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 11 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 12 ページ左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 2 区、[REDACTED] の南 1 筆 403 m²になります。

11 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが家族が増え手狭になったことから住宅を建てるために当地を使用したい、貸付人は高齢となり耕作が難しいため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 7 年 2 月 14 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種農地、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 12 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

北割 1 区、[REDACTED] の西 2 筆、計 643 m²になります。

11 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが当市へ移住予定である父親と居住するための住宅を建てるために当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種低層住居専用地域、農地区分につきましては 3 種、用途地域として見えております。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 13 ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

北割 1 区、[REDACTED] の西 3 筆、計 697 m²になります。

11 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、遊具置場、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は現在隣地で■■■■■経営しているが、敷地を拡張し駐車場と■■■■■に来た子どもたちの遊び場として使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和7年2月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種農地、不許可の例外として非代替性で見えております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては13ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

市場割区、■■■■■の東1筆705㎡になります。

11ページにお戻りください。

申請目的でございますが、通路、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は現在隣地にて建築資材等の卸業を行っているが、製品の搬出入を行うトラックの通路兼駐車スペースを確保するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和7年2月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種農地として見えております。

続いて5件目でございます。

場所につきましては14ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町3区、■■■■■の南3筆、計137㎡になります。

11ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが父親と同居するための住宅と建てるため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農地区域外となっております。

農地区分につきましては3種農地として見えております。

以上5件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明に入ります。

1番からお願いいたします。

10番 (塩木 操君)

1番ですが、位置図を御覧ください。

「5-1」と書いてあるところのすぐ上から■■■■の玄関に入る道があるんですが、その西側の部分には今まで庭木の延長みたいな形で農機具庫とか小屋があって、その間は庭木の植わっていた場所です。

それで、該当地の左側が田んぼなんですけど、この田んぼは、宅地からだと、ちょっと高い土手があって、その上にあるんで、この田んぼの耕作者にここに家を建てるという計画を話して了承を得ているということです。

■■■■のところの娘婿が妻の親元に家を建てて跡を継ぐという計画ですので、特に問題はないと判断しました。

以上です。

21番 (小原 正隆君)

2番ですが、中嶋委員が今日は欠席のため、僕にということでお願いされました。

周りは住宅ばかりで、ここに家が建たっても問題ないということを伝えてくれと言われました。

続いて3番ですが、3番は、もう既に駐車場みたいな感じと遊具置場になっているということです。ここも問題ないということです。

以上です。

17番 (河上 邦和君)

4番ですけれども、3月5日に上田委員と現地を確認いたしました。

位置図を見ていただいて、黒い長細い四角なんですけれども、南にある建物から北の道までずっと2mぐらいの擁壁があって、下の田んぼはしけっぽくなるというようなところでしたんで、申請地の雨水が農地に流れ込むことがないよう、工事に当たっては排水対策を徹底するようにお願いしました。

そして、どうしてこの土地が必要かっていうと、この南に大きな建物が5つばかりあるんですけれども、これは倉庫になります。大型トラックが倉庫のある敷地に入っていくようになっているんですけれども、周りには民家もあって、道路幅員も狭くて、ちょっと危険なことがあるということでした。

ですので、今は申請地のところは畑になっているんですけれども、ここに通路を造って、余ったところを駐車場にして、北のほうの周りに建物がない道路から大型トラックが進入するようにしたいということです。そうすることによって危険が低減するのと、また、今までは近所の人たちから苦情もあったんで、苦情も少なくなるんじゃないかということです。

それで、申請地の一部は駐車場となるんですけれども、常時駐車じゃなくて、昼間は車が外へ出ていますので、夜だけの駐車になりますんで、日照等の問題

はないと思います。

それでまた、一応、周辺農地の所有者の同意を得ているので問題はないと判断いたしました。

以上です。

6 番 (小松 伸治君)

5 番ですが、小松原委員と現地確認をしてきました。

先ほど転用許可後の変更申請がありましたけれども、それを受けたものでございまして、父親の承継者ということで息子の [REDACTED] が計画に基づいて申請地に住宅を新築するものであります。

臨地に農地はなく、住宅に取り囲まれておりまして、問題はないと判断をいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 番 (森 武雄君)

1 番から 5 番までありますが、3 番 4 番 5 番のところの「申請目的」の「施設」の欄のところに「追認」と括弧書きで書かれていますけれども、これはどういう意味でしょうか。

主 任 (竹村 直人君)

まず 3 番につきましては、既に遊具置場には遊具を置いたり、砂利等を敷いてはいないんですが駐車場として車を止めていたり、現地の形がそのようになっているというところです。

それで、4 番につきましては、トラックの出入りするための通路及び駐車場ということなんですが、既に敷地の一部には砂利が入っているようで、現在の所有者が所有されているうちから通路として使われていたということで、県に確認したところ、転用の手続が必要であろうということでございました。

それで、最後の 5 番につきましては、現在、もう既に建物を建てるための工事が始まっているとのこととして、5 条による計画の許可を得ていたところなので問題ないという御認識であったそうなんですが、当時の目的が住宅を建てるというものではなかったということで、県に確認したところ既に着工しているのであればその部分についての手続が必要であろうということで、計 3 件が追認になっているということになっております。

あわせて、それについてのてんまつ書もいただいておりますが、今御説明させていただいたような内容でのてんまつ書ということでお預かりしているところでございます。

1 番 (森 武雄君)
説明は分かりました。
できれば事務局からの提案のときにそこまで説明いただければ、こちらも理解しやすいかなと思います。

主 任 (竹村 直人君)
失礼いたしました。今後は説明させていただくようにいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかに質問、御意見ございますか。

5 番 (倉田 益式君)
3 番です。
今、追認という話がありましたけれども、この黒塗りの部分の左側については一度承認されている土地が含まれているんじゃないかと思います。
それで、「5-3」と書いてある「5」の真上あたりのところから右側が今回の申請の本当の部分かと思って見ていました。
北割で、中嶋委員が代表して確認してくれたということですけども、実は譲受人と譲渡人の両方に私も話をしております。
というのは、黒塗りの部分の一番右端のほう、地目は畑になっていますけれども、畑ではなくて、もう山林なんです。それで、大きな木が何本も生えていて、一番右のほうは道に面していて、大きな木なんで、倒れると道までかかるような感じなんです。
それで、誰の土地かということで調べたら■■■■だと分かり、■■■■のところに行ったら、もう売買することになったということで、じゃあ受け手は誰なのかと聞いたら■■■■だったんで、■■■■のほうにも行き、■■■■のほうにも行き、話をしております。
それで、子どもたちが通る通学路にもなっていますんで、早く木を切ってくれという話をしてきました。■■■■は、もう渡したもんだから、私は何も知りませんということでした。
本件の地籍は北割なんですけども、その上にある田んぼは上穂の人間が所有者なんです。
田んぼのほうにも木が覆いかぶさってきて困ると、それで、道のほうに木が倒れてもけがをするおそれがあるから困るということで、■■■■の方の名前はちょっと忘れたんだけど、話をしているうちに、じゃあ木は切りますと、倒れないように切りますということが一つです。
それから、田んぼのほうもほとんど耕作していないんです。草ぼうぼうで荒れ地になりかけているんで、もし荒れ地になるようだったら、またこれも私が面倒を見ないといけないんでと、そんなことを■■■■の人と話していたら、■■■■

へ通ってくる人が結構いて、この土地はもったいないねっていうことで前から話をしていたという話になって、農家でないと土地は扱えないんですよと言うから、いや、そんなことはないよと話しました。ひょっとしたら田んぼの部分も■で売ってくれっていう話になるかもしれないということで、そのときはまた相談してねということで話をしてきました。

ここは、しけ地なんです。それで、米はできても麦はできない、ソバもできない、野菜もできない、あとは大きな木も生えているということで、こっちで面倒を見るにしてもちょっと嫌なところなんで、できれば、■だもんで、あとは面倒を見てねということで話をしてきました。

ちょっと質疑じゃないんですけど、そういう話です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

そういう経過でありますので、御承知いただきたいと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第 17 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 18 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

それでは議案書 15 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 7 年 3 月 28 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1 万 1,259 m²、畑が 1,122 m²、合計 1 万 2,381 m²でございます。

貸手が 5、借手が 5 です。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、16 ページに詳細が載っております。

以上、御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ありがとうございました。
 地元委員さんのほうで何か補足説明があるようでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
 ないようですので、これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。

12番 (春日 知也君)
 16 ページの 5 番と 6 番ですけど、私も存じ上げていますが、[] はかなり御高齢で、足も悪くて、できないという部分をお知り合いのところにお預けなさるんじゃないかと想像するんですけども、[] からっていうことで、実際に耕作はどんなふうにされるのかとか、もし情報が入っていたら教えていただけないでしょうか。

主 査 (高坂 貴和君)
 こちらの [] と [] なんですけども、既に 1 筆で 2 年前から貸借があります。貸借の状態がいいということから、多分両者の中で同意があって、追加でこれだけの農地の貸し借りが出てきたという流れとなっていると思います。問題なくやっていたいているという状況の中でこの話が出てきていると思いますので、大丈夫かなというふうに判断しております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ほかにございますか。
 「なし」と呼ぶ者あり

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは、議案第 18 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
 ここで議案第 19 号の審議の入る前に申し上げます。
 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 3 番 木下亜紀委員及び 18 番 吉瀬久司委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
 [3 番 木下亜紀君・18 番 吉瀬久司君 退場]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは、
 議案第 19 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

議案書 17 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 7 年 3 月 28 日でございます。

期間終期でございますが、5 年が田 4 万 9,434 m²、10 年が田 12 万 6,273 m²、畑 4,879 m²、樹園地 1,669 m²、合計 18 万 2,255 m²でございます。

貸手が 48、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

18 ページ～33 ページが利用権設定の各筆明細となっております。

貸借の内訳ですが、33 ページの下を御覧ください。

千番台が新規の筆、二千番台が J A 円滑化事業から農地中間管理事業への移行の筆となっております。

44 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 91 筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、ちょっと数が多いものですから、時間を取りますので確認をお願いいたします。

その間に地元委員で補足説明がある方はお願いいたします。

〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16 番 (伊藤 宏美君)

この件とは違う質問なんですけど、前の前の総会のときだったか、利用権の設定を受ける方が 90 代で、大丈夫ですかっていう質問があったと思うんですけど、その方が先日亡くなりました。こうなった場合、その後、このことはどうなっていくんですか。

主 査 (高坂 貴和君)

貸借のついての契約について、農地中間管理事業で受けている場合には、貸渡人の変更の届けを出してもらうのが原則になります。

特に賃借料が発生する方の場合、賃借料の支払先が変わることが考えられますので、こちらの手続を行うということになります。

ただ、使用貸借である場合ですと、更新時期までそのまま継続になってしまっているケースも中にはあるようです。

16番 (伊藤 宏美君)

その方が亡くなってしまった後は、多分、息子さんがやると思うんですが、手を入れられなくなってしまう——そのまま知らないでいて、手を入れられなくなってしまうって農地が荒れてくるっていう心配もあると思うんですが、そういう場合は、亡くなった時点で農林課に連絡とかは来るんですか。

次 長 (山本 孝浩君)

経営者がお亡くなりになったということであれば、まず市民課のほうに死亡届が出されると同時に関係各課を回るようにと案内がありますので、農業委員会のほうにも必ず顔は出していただいているところです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですか。

16番 (伊藤 宏美君)

分かりました。

ありがとうございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第19号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第19号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔3番 木下亜紀君・19番 吉瀬久司君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

次 長

議案第 20 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（山本 孝浩君）

それでは議案書の 34 ページをお開きください。

議案第 20 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日は令和 7 年 3 月 28 日を予定しております。

売買の面積は、田 5,089 m²、畑 3,608 m²、合計で 5,697 m²。

売手、買手は、ともに 2 でございます。

なお、この売買につきまして 3 月 17 日に農地あっせん審査会を開催しております。

次ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

1 件目ですが、宮脇さんから長野県農業開発公社へ農地を売り渡すものです。

36 ページを御覧ください。

36 ページの左側の位置図です。黒塗りで示したものです。

場所につきましては、中沢区■■■■の北側に位置する農地です。

35 ページにお戻りください。

対象となる農地は 1 筆、面積につきましては 2,089 m²、対価は 29 万 8,000 円でございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては、いずれも令和 7 年 4 月 21 日でございます。

2 件目は長野県農業開発公社から■■■■に売り渡すものです。

36 ページを御覧ください。

36 ページの右側の図です。

場所につきましては、東伊那区■■■■の北側に位置する農地でございます。

35 ページにお戻りください。

対象となる農地は 3 筆、面積につきましては 3,608 m²、対価は 56 万 3,000 円でございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては、いずれも令和 7 年 4 月 15 日となっております。

1 件目の農地の買取り予定者、2 件目の農地の前所有者につきましては、表の左下に記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上 5 件につきまして御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ありがとうございました。
 地元委員の皆さんで補足説明のある方はいらっしゃいますか。
 それでは、これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 議案第 20 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農用地利用集積計画の策定
 について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
 次に、
 報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
 それでは議案書 37 ページを御覧ください。
 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出がありましたので、御報告をさ
 せていただきます。
 中沢区■■■■の 1 件でございます。
 内容でございますが、農業用機械等を保管する場とするため農業用倉庫を設
 置したいというものでございます。
 場所につきましては 38 ページ左側を御覧ください。
 報告事項一1で表示した場所のうち薄く色塗りしております場所が今回の対
 象農地で、その中で濃く色塗りをしてあります場所が今回届出のありました農
 業用機械を保管するための施設を設置する場所になります。
 以上 1 件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ただいまの件につきまして質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは、報告事項については説明のとおり御承知おきいただきますようお
 願いします。
 以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 7 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

どうも、お疲れさまでした

閉 会 午後 4 時 1 1 分